

経 済 要 録

国 内

◇昭和58、59年度の金融機関店舗内示状況について

大蔵省は6月15日、各金融機関に対し、昭和58、59年度の店舗新設について内示した(信託銀行に対しては、6月22日内示)。金融の自由化、機械化の進展等に対応すべく、小型店舗、機械化店舗の内示枠拡大に重点が置かれていることが特徴となっているが、その概要は以下のとおり。

	一般店舗		小型店舗		機械化店舗		合 計		
	56、57年度	56、57年度	56、57年度	56、57年度	56、57年度	56、57年度	56、57年度	56、57年度比	
都 銀 (12行)	店 2	店 1	店 69	店 75	店 96	店 66	店 167	店 142	+18
地 銀 (63行)	23	23	315	289	224	216	562	528	+ 6
相 銀 (71行)	43	36	276	292	81	54	400	382	+ 5
信 金 (456 金庫)	197	278	571	462	62	56	830	796	+ 4
信 託 (7行)	9	9	17	15	7	0	33	24	+38
計	274	347	1,248	1,133	470	392	1,992	1,872	+ 6

◇証券会社の公共債担保貸付業務

大蔵省は6月21日、証券64社に対し、証券取引法第43条ただし書の規定に基づく証券会社の兼業業務として、公共債担保貸付業務の取扱いを認可した。おもな内容は以下のとおり。

1. 対象顧客

自社が有価証券の寄託を受けて保護預りをしている個人顧客であること。

2. 担保適格有価証券

自社が寄託を受けて保護預りをしている国債証券、地方債証券又は政府保証債券であって、金銭の借入れを行う顧客の所有に係るものであること。

3. 貸付けの方法等

(1) 貸付形式

貸付けの形式は、証書貸付又は手形貸付によること。

(2) 貸付限度額

①自社の資産状況等に照らして貸付金額の残高が過大なものとならないよう留意すること。

②同一顧客に対する貸付金額の残高は、原則として500万円を超えないこと。

(3) 貸付利率

金融情勢等を勘案して適正に決定すること。

(4) 貸付期間

6月を超えないこと。ただし、延長する場合においても、貸付期間は2年を超えないこと。

(5) 担 保

担保として受け入れる公共債の評価は、時価を基準として適正な担保掛目を乗じて行うとともに、相場の変動等により担保価額が債権の金額を下回ることとなったときは、速やかに適格有価証券を追加的に担保に差し入れさせる等債権保全のため必要な措置を講じること。

◇金融機関のサラリーマン金融向け融資に関する大蔵省通達

大蔵省は6月30日、各金融機関に対し、「金融機関のいわゆるサラリーマン金融向け融資について」を发出した。その内容は以下のとおり。

1. サラ金業者への融資(サラ金業者の債務に係る保証を含む)については、当該サラ金業者の経営姿勢や経営実態を十分に把握し、当該サラ金業者による過大な収益の追求、高金利による貸付け、過剰貸付け、その他利用者の利益を不当に害する行為を助長するおそれがあると考えられる場合には、厳にこれを抑制すること。
2. サラ金業者の経営姿勢や経営実態を十分に把握したうえで融資を行う場合にも、債権保全面での配慮をすること等により、融資の健全性を確保するとともに、当該サラ金業者が行う貸付けの条件等の改善に配慮し、当該融資がサラ金業者や消費者金融全体の健全化に役立つよう努めること。

3. サラ金業者の関係会社、金融機関の関連会社等を通じて行うサラ金業者に対する融資についても、上記1および2の趣旨に沿って慎重に取り扱うこと。

◇7～9月のマネーサプライ見通し

日本銀行は7月15日、当面のマネーサプライ見通しに

ついて次のとおり発表した。

58年4～6月のM₂+CD平残の前年比伸び率は、+7.6%程度と前期並みの伸びとなる見込み。

7～9月については、前年比+7%前後と幾分低下する見通し。これには前年同期の伸びが高かったことが響いている。